

地域医療保健に関する要望

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする深刻な医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制の構築等を着実に推進すること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 医学部定員の更なる増員等により、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、各種対策に係る十分な財政措置等実効ある措置を早急に講じること。

- (3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化にあたっては、自治体病院に適切な配慮を行うこと。

- (4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等の創設や医学部における「専門講座」の設置を促進するとともに、十分な財政措置を講じること。

- (5) 看護師・助産師等の養成・確保を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

- (6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等が継続して勤務できる環境を整備すること。

- (7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう制度の改善を図ること。

- (8) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けることについて検討すること。

2. 自治体病院等について

(1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、廃止を余儀なくされている病院に対し、適切な措置を講じること。

また、病院事業債の所要額を確保し、償還期間の延長を図ること。

(2) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。

また、病院の再編・統合に要する経費について、十分な財政措置を講じること。

(3) 中核病院を中心とした広域高度医療ネットワークの構築を促進するとともに、十分な財政措置を講じること。

(4) 自治体病院の医師及び看護師の定員を一般職とは別枠とするよう、集中改革プランに係る定員管理の適正化計画の見直しを行うこと。

(5) 市町村合併に伴う自治体病院等に対する特別交付税の激変緩和措置について、措置経過後においても当該措置を継続すること。

3. 救急医療について

(1) 小児救急医療をはじめとする救急医療や周産期の医療体制整備及び運営等について、財政措置の拡充を図ること。

また、軽症患者の時間外受診への対応については、救急医療従事者の負担軽減を図るための措置を講じること。

(2) 第三次医療機関・救命救急センターについて、ドクターヘリの導入を促進し、救命救急医療体制を充実するとともに、財政措置の拡充を図ること。

4. 「がん対策基本計画」における受診率を達成できるよう、がん検診事業に対する財政措置を講じること。

また、がん医療の均てん化の促進や専門的ながん医療の提供のため、地域がん診療連携拠点病院に対する財政措置の充実を図ること。

5. 予防接種等について

(1) 新型インフルエンザ対策について

① 新型インフルエンザの感染予防等のため、都市自治体が実施すること

となる対策について、必要な支援策や十分な財政措置を講じること。

② 国・都道府県・市町村等関係機関の実効ある連携の仕組みを構築するとともに、感染者の増加等に伴う医療体制の確保や医療資器材の生産・備蓄等について、十分な対策を講じること。

③ 国民や都市自治体に対する情報提供を正確かつ迅速に行うとともに、的確な広報・啓発等を実施すること。

(2) 都市自治体が費用を負担する任意予防接種事業等に対する財政措置を講じること。

(3) 医学的判断により生後6ヶ月以降1歳に達するまでの期間に行われるBCG接種や子どもに対するインフルエンザ予防接種について、定期接種として位置付けること。

(4) 日本脳炎接種の差し控えにより、法定の年齢から外れてしまう者について、接種が再開された際は定期接種として位置付けるとともに、当該接種費用について財政措置を講じること。

(5) 平成20年度から5年間の時限措置として実施される麻しん予防接種について、十分な財政措置等を講じること。

また、この期間内、いつ接種しても定期接種の扱いとすること。

(6) インフルエンザ菌b型(Hib)及び肺炎球菌ワクチンの予防接種について、早期に定期接種として位置付けるとともに、住民に対する普及啓発や接種費用の軽減等について、必要な措置を講じること。

6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、すでに実施している各種医療助成について、財政措置を講じること。

7. 寡婦の医療費について、軽減策を講じること。

8. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。